道路上に張り出している樹木の管理について（お願い）

道路や歩道上に樹木の枝等が張り出している箇所が多く見られます。

私有地の樹木や竹の枝，生垣などが歩道や車道に張り出していると，歩行者や自動車等の通行の支障となるだけではなく，視界を遮り事故の原因となる可能性もあります。また，強風や大雨時には倒木や折れ枝などによる通行への障害も発生します。

道路は，皆さんが日々通行するために常に安全な状態にする必要があります。交通事故を未然に防止し，安全に道路を利用できるように，ご協力をお願いします。

**樹木所有者の責任**

　倒木や樹木が道路にはみ出したことが原因で事故等が発生した場合には，樹木の所有者等が責任を問われる場合があります。

（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

**民法第717条**　土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは，その工作物の占有者は，被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし，占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは，所有者がその損害を賠償しなければならない。

２　前項の規定は，竹木の植栽又は支持に瑕疵がある場合についても準用する。

３　前二項の場合においては，損害の原因について他にその責任を負う者があるときは，占有者又は所有者は，その者に対して求償権を行使することができる。

（道路に関する禁止行為）

**道路法第43条**　何人も道路に関し，左に掲げる行為をしてはならない。

　一　みだりに道路を損傷し，又は汚損すること。

　二　みだりに道路に土石，竹木等の物件をたい積し，その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

**作業時の注意事項**

　１　電線や電話線がある場合での作業は，危険を伴う場合があります。事前に最寄りの中国電力やＮＴＴに連絡し，立会のもとで行ってください。

　２　作業を行うときは，通行車両や歩行者等の安全を確保し，樹木からの転落防止などに十分注意をしてください。



